

令和3年度

償却資産（固定資産税）の申告について



甲賀市

申告は令和3年2月1日（月）までにお願ひします

- ★ 提出先は、甲賀市役所税務課資産税係です。郵送される際には、下記のラベルを切り取ってご使用ください。
- ★ 平成28年度の申告より、個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。
- ★ 償却資産をお持ちでない場合や、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ★ 前年中に資産の増加・減少がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- ★ 令和元年以前に取得された資産について申告いただいた場合は、5年度分遡及して賦課決定いたします（地方税法第17条の5）。
- ★ 申告は、電子申告サービス（エルタックス）でも受付しています。詳しくは、

<https://www.eltax.lta.go.jp>



もしくは <http://www.city.koka.lg.jp/5533.htm>



をご覧ください。

- ★ 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書の提出期限も同様に令和3年2月1日です。

様式については <http://www.city.koka.lg.jp/15168.htm>



をご覧ください。

※既に申告書をご提出いただいているなど、この申告案内と行き違いがございましたらご容赦ください。

【問い合わせ先】

甲賀市役所 税務課 資産税係
電話 0748-69-2129
FAX 0748-63-4574

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市役所 税務課資産税係 行

【償却資産申告書在中】

目次

1 ページ目

- ◎固定資産税における償却資産とは
- ◎申告が必要な資産
- ◎リース資産

2 ページ目

- ◎申告が不要な資産
- ◎非課税・課税標準の特例について
- ◎国税資料等の閲覧について
- ◎実地調査について
- ◎過年度取得資産について

3 ページ目

- ◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の違い

4 ページ目

- ◎評価額の計算方法（旧定率法）
- ◎価格の決定・税率について

5 ページ目

- ◎償却資産の申告について
- 1. 申告していただく方
- 2. 提出いただく書類

6 ページ目

- ◎減価償却内訳明細書添付のお願い
- ◎申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
- ◎同封している様式について
- ◎郵送での控えの返送について
- ◎申告書の送付について
- ◎償却資産申告書の記入について

7 ページ目

- ◎種類別明細書の記入について

8 ページ目

- アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ
- ◎不動産賃貸業の償却資産の申告について
- ◎家屋と償却資産の区分について
- ◎該当する主な資産と耐用年数
- ◎償却資産と家屋の区分について（例示）

9 ページ目

- ◎課税標準の特例措置について

◎固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることのできる資産（土地及び家屋以外）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものを償却資産といたします。

償却資産の所有者は、地方税法383条の規定により毎年1月31日（本年は2月1日）までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在する市町村長に申告する義務があります。例えば次のようなものが対象となります。

1. 構築物 (建物付属設備を含む)	煙突、水槽、舗装路面、門塀、庭園、ネオン塔、ネットフェンス、緑化施設、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、屋外の給排水設備等
2. 機械及び装置	工作機械、織機、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「0」「00～09及び000から099」）等
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「9」「90～99」「900～999」）、台車等 (自動車税、または軽自動車税が課されるものを除く)
6. 工具、器具 および備品	切削工具、作業工具、机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、測定機器、計算機、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽スポーツ機器等

◎申告が必要な資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以降1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産）
- ・遊休・未稼働資産（1月1日現在稼働していないが、事業の用に供することができ、かつ、必要なときすぐに稼働させることができる資産）
- ・償却済資産（償却可能限度額まで減価償却が終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ・赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却可能な資産
- ・資産の所有者が、他の者に貸し付けて、事業のために供している資産
- ・改良費（資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となります）
- ・企業等がその社員のために設置している福利厚生施設（医療用施設、食堂施設、寮・社宅、娯楽施設、保養所等）内にある備品など間接的に事業の用に供されている資産
- ・美術品（書画・骨董等）（時の経過により価値が減少しないことが明らかなものを除いて取得価格が100万円未満のもの）

◎リース資産

平成19年度税制改正およびリース取引に係る会計基準の変更により、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引が、税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおり原則としてリース会社等資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。ただし所有権留保付割賦販売は、原則として貸借人（買主）が申告してください。

◎申告が不要な資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車は軽自動車）
 - ・無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権）
 - ・たな卸資産（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）
 - ・耐用年数1年未満の資産
 - ・美術品（書画、骨董等）で歴史的価値を有し代替性のないもの
（複製品のようなもので、単に装飾目的のみに使用されているものは申告の対象）
 - ・取得価格が10万円未満で、一時に損金に算入されている資産（※）
 - ・取得価格が20万円未満で、一括して3年間で償却する減価償却資産（※）
- （※）取得価格が同じであっても、償却資産の申告が必要かどうかは会計処理（償却方法）の選択により異なります。下の表で○のついた資産は申告が必要となりますのでご注意ください。

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	
個別減価償却	○	○	○	○

（○：申告対象、×：申告対象外）

◎非課税・課税標準の特例について

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

また地方税法第349条3および同法附則第15条に規定する一定の要件を備える償却資産（変電および送電施設、ガス事業製造供給施設、無公害化生産設備等の設備等）に対しては、課税標準の特例が認められています。これらの資産については、種類別明細書に該当条項を明記するとともに、内容が明確な資料を提出してください。

そして、令和3年度分に限り、要件を満たす中小事業者は特例適用申告書等必要書類一式を償却資産申告書と併せて提出することで、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能となっています。

◎国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことができます。閲覧した書類の内容と甲賀市への申告内容に差異が見受けられた場合は個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査結果により賦課決定を行いますので、あらかじめご了承ください。

◎実地調査について

地方税法第353条及び408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。実地調査に伴って修正申告をお願いすることもあります。現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正しますのでご了承ください。

◎過年度取得資産について

また令和3年度申告書の「前年中に取得したもの（ハ）」欄に、過年度に新品又は中古取得された資産が含まれている場合は、併せて該当する年度の修正申告の提出をお願いいたします。実地調査と同様、5年度分まで遡及して修正いただくこととなります。過年度の修正申告の提出がない場合は、当年度の申告書を基に修正させていただきます。

※過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の違い

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる。） ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 （定率法選択の場合） ※平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法」（200%）を適用 ※平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法」（250%）を適用 ※平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度（注1）	× 認められていない。	○ 認められている。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	× 認められていない。	○ 認められている。
増加償却（注2） （所得税・法人税）	○ 認められている。	○ 認められている。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満）	損金算入したものは課税対象と ならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	○ 認められている。 損金算入可能
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入したものは課税対象とならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	○ 認められている。 3年間で損金算入可能
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得されて10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。 ※耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。	取得価格に相当する金額を損金または必要な経費に算入が可能

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。

（注2）増加償却を行われた場合は、税務署への届出書の写しを添付して下さい。

※ その他 短縮耐用年数承認を受けている場合は、国税局の承認通知書の写しを添付して下さい。

◎評価額の計算方法（旧定率法）

申告していただいた資産を1件ずつ取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

【前年中に取得のもの】

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（A）＝評価額

【前年前に取得のもの】

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（B）＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5％に達するまで償却します。

評価額が取得価額の5％未満になる場合は、5％となります。

※（A）及び（B）は、別添しております固定資産税（償却資産）申告の手引の5ページ減価残存率表を参考にして下さい。

（例えば）取得価額：1,000,000円、取得価額の5％：50,000円

取得時期：令和2年9月、耐用年数：4年

減価残存率：（前年中）0.781、（前年前）0.562

年度	評価額の求め方	評価額
令和3年度	1年目は半年償却 $1,000,000 \times 0.781 = 781,000$	781,000
令和4年度	2年目以降前年評価額に減価残存率を乗じる $781,000 \times 0.562 = 438,922$	438,922
令和5年度	$438,922 \times 0.562 = 246,674$	246,674
令和6年度	$246,674 \times 0.562 = 138,630$	138,630
令和7年度	$138,630 \times 0.562 = 77,910$	77,910
令和8年度	$77,910 \times 0.562 = 43,785 < 50,000$ 評価額5％（50,000）より小さいため、評価額は50,000円	50,000

令和8年度での算出額が取得価額の5％より小さくなりますので、以降、償却資産が無くなるまで50,000円で評価されます。

（償却済資産であっても、資産を事業の用に供している間は固定資産税の課税標準額の対象となります。）

◎価格の決定・税率等について

区分	説明
価格の決定	償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。
決定価格	「評価額の合計」が決定価格になります。（「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。）
課税標準額	1月1日現在の価格（評価額）で、課税台帳に登録された価格をいいます。
税額・税率	税額（100円未満切捨て）は土地、家屋と合算して、課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率1.4％で算定します。
免税点	課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。 ただし、地方税法第383条の規定により申告しなければなりません。
納期	一括または4回（5月・7月・12月・2月）に分けて納めていただきます。

◎償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなどの事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

2. 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

①償却資産申告書
<ul style="list-style-type: none">・所有者に変更（死亡や名義変更等）があった場合は、朱書きで訂正のうえ申告してください。廃業されている場合は、備考欄に「◎年◎月廃業」と記入してご提出ください。・所有者（氏名又は名称）欄へは押印してご提出ください。（本市にご提出いただく償却資産申告書につきましては従来通り、電子申告（eLTAX）以外の方法で申告いただく場合は押印していただきますようお願いいたします）法人の場合は、代表印を押印してください。（代表印がない場合は私印で可）・独自の申告書を使用される場合は、所有者コード確認のため本市の申告書の添付をお願いします。
②種類別明細書
<p>【増加資産がある場合】<u>資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由</u>を必ず記載してください。</p> <p>【減少資産がある場合】抹消コードは、資産コードを記入してください。</p> <p>※ 減少した資産の一覧がないと確認作業が困難となります。種類別明細書（減少資産用）が無い場合、独自様式で結構ですので資料添付をお願いいたします。</p>

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を所有されている場合…事実を証明する書類【9・10 ページ目に例示】
- 増加償却をされた場合・・・・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
- 短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）

(3) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や電子申告（eLTAX）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

I. 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

II. 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し（個人番号付き）」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

◎減価償却内訳明細書添付のお願い

適正・更正な課税を推進するため、申告書の内容と照合いたします。資産名称、取得年月、取得価格、耐用年数、数量の分かる資料提出のご協力をお願いいたします。

- (1) 法人事業者の場合：法人確定申告書「別表16」の基となった減価償却資産の内訳
 - (2) 個人事業主の場合：確定申告提出用の決算書または収支内訳書の減価償却資産の内訳
- ※固定資産台帳や減価償却資産の計算書等

◎申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条および甲賀市税条例第75条の規定により過料が科されることがあります。また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

◎同封している様式について

様式は各1部ずつ同封しておりますが、足りない場合は増刷りしてお使いください。あるいは、市HPに掲載している様式をご利用ください。

◎郵送での控えの返却について

申告書の控えが必要な場合は、住所・宛名を記入し必要分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。同封のない場合は返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◎申告書の送付について

電子申告（eLTAX）や独自システムによる帳票での申告の方で、申告書の送付が不要な場合はご連絡ください。次年度よりハガキのご案内とさせていただきます。

◎償却資産申告書の記入について

太枠の中をご記入ください。

令和 3 年度
令和 3 年 1 月 15 日
甲賀市長 殿

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印

該当する方を○で囲んでください

1 法人番号
2 事業種別
3 事業開始年月日
4 事業終了年月日
5 役員等
6 代表者
7 役員等

1 償却資産の種類
2 取得年月日
3 取得価格
4 耐用年数
5 数量
6 償却率
7 償却額

16 (区) 材料
17 事業所用家屋の所有区分

18 備考（添付書類等）

19 資産の所在地を記入してください

20 借入資産（有・無）

21 自己所有・借家

22 電算申告の場合、記入してください

23 添付書類がある場合はその名称
所有者の住所・名称等に異動があった場合は異動年月日、旧住所・名称
その他申告に必要な事項などを記載してください。

アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ

◎償却資産の申告について

アパート・駐車場等の不動産賃貸業を営んでいる方で、事業用資産を所有する場合は償却資産として課税の対象となります。償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、その申告が義務付けられています。耐用年数が経過し減価償却済みとなった資産であっても、事業のために所有されている限り毎年申告が必要になります。資産の増減がない場合も同様に毎年申告が必要です。

◎家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の附帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象にはなりません。

◎該当する主な資産と耐用年数

資産の種類	資産	耐用年数
構築物	駐車場などのアスファルト舗装	10年
	コンクリート舗装、コンクリートブロック塀	15年
	外周フェンス（金属製）、外灯	10年
	側溝	15年
	屋外給排水設備	15年
	緑化施設（花壇など）	20年
	自転車置き場、ごみ置き場	7年
機械および装置	受変電設備	15年
	中央監視制御装置	10年
	無人駐車管理装置（オートロック式、ゲート式）	5年
	バイク及び自転車用の駐輪装置	10年
	太陽光発電設備	17年
工具・器具および備品	冷暖房設備（ルームエアコン・蓄熱暖房機など）	6年

※上記の耐用年数は標準的なものであり、構造または用途により異なる場合があります。

減価償却資産の耐用年数表に関する省令により、必要経費に算入されている耐用年数での申告をお願いします。

◎償却資産と家屋の区分について（例示）

設備の種類		償却資産とするもの	家屋とするもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産や業務用のもの	左記以外のもの
	照明器具設備	外灯、非常用（誘導灯、非常灯）	屋内のもの
	その他	電力引込工事、中央監視装置、受変電設備、予備電源装置、LAN設備	電灯コンセント配線設備
給排水設備		水道引込設備、屋外の給排水設備、特定の生産や業務用のもの	屋内の給排水設備
給湯設備		屋外の配管 給湯器（屋内壁掛型）	貯湯式給湯設備 給湯器（屋外据置型）
ガス設備		屋外の供給本管（メーター外側）、引込工事	配管、バルブ、ガスカラン
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産や業務用のもの、クリーンルーム設備	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコン等）
その他		ごみ処理設備、広告塔、看板、外構等	作り付けの家具、自動扉等

※その他の設備について、償却資産の対象となるかどうか不明の場合はお問い合わせください。

◎課税標準の特例措置について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備える償却資産に対しては、課税標準の特例が認められています。

《地方税法附則第15条第41項及び附則第62条（生産性向上特別措置法）》

平成30年6月6日施行の生産性向上特別措置法において措置された中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画、「先端設備等導入計画」を市から認定を受けた場合、適用期間内に取得された対象資産にかかる固定資産税を**3年間**ゼロに軽減する税制支援を受けることができます。（ただし、対象者の条件有）

なお、地方税法附則第15条第41項にかかる特例のお問い合わせ、および「先端設備等導入計画」認定のための手続きにつきましては、甲賀市 産業経済部 商工労政課にて受付いたします。

甲賀市 産業経済部 商工労政課 お問い合わせ先

電話 0748-69-2187 FAX 0748-63-4087

※この特例に関する様式及び法律等の詳細については、甲賀市ホームページの商工労政課の下記案内ページをご覧ください。

<http://www.city.koka.lg.jp/8295.htm>

対象者 先端設備等計画の認定を受けた中小企業者等の法人、個人事業主など

対象資産 法施行日（平成30年6月6日）以降から令和5年3月31日の間に取得した生産性を高める機械装置等。一定期間内に販売された生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの

平成30年6月6日～令和5年3月31日に取得	
資産の種類	1台（基）の取得価格／販売開始時期
機械及び装置	160万円以上／10年以内
工具	30万円以上／5年以内 ※1
器具及び備品	30万円以上／6年以内
建物附属設備	60万円以上／14年以内 ※2

令和2年4月30日～令和5年3月31日に取得	
資産の種類	1台（基）の取得価格／販売開始時期
構築物	120万円以上／14年以内
事業用家屋	取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

※1 工具については、測定工具及び検査工具に限る

※2 償却資産として課税されるものに限る

申告に必要な添付書類

- 中小企業者等が取得もしくは所有権移転リース（中小企業等が納税する場合）
 - ・計画申請書（写）、計画認定書（写）、工業会の証明書（写）
- 所有権移転外リースもしくは所有権移転リース（リース会社が納税する場合）
 - 上記に加え、リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写）

《地方税法旧附則第15条第43項（中小企業等経営強化法）》

平成28年7月1日施行の中小企業等経営強化法により、中小企業が新たに取得する資産について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税を**3年間**2分の1に軽減します。この特例措置は平成31年3月31日をもって終了し、平成31年4月1日以降に取得等をした設備は対象外となります。しかし適用期限内に取得された資産を当市に移動された場合は、残りの適用期間について、当市で特例の適用を受けていただくことが可能になるため、添付書類とともに申告いただきますようお願いいたします。

申告に必要な添付書類

- 中小企業者等が取得もしくは所有権移転リース（中小企業等が納税する場合）
 - ・計画申請書（写）、計画認定書（写）、工業会の証明書（写）
- 所有権移転外リースもしくは所有権移転リース（リース会社が納税する場合）
 - 上記に加え、リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写）

※中小企業等経営強化法による支援について詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

《地方税法附則第15条第30項（再生可能エネルギー）》

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、新たに取得した資産について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税を**3年間**軽減します。適用期間によって要件及び特例率が異なります。

適用期間及び資産の種類

認定発電設備…経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けて取得された発電設備

〈適用期間1〉

取得期間	平成24年5月29日～平成28年3月31日		特例率	
対象資産	認定発電設備	太陽光発電・風力発電・中小水力発電・地熱発電・バイオマス発電	対象資産全て	3分の2

〈適用期間2〉

取得期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日		特例率	
対象資産	認定外発電設備	太陽光発電 ※1	3分の2	
	認定発電設備	風力発電		
		中小水力発電（3万kw未満）・地熱発電・バイオマス発電（2万kw未満）	2分の1	

〈適用期間3〉「水力発電（5千kw以上）」以外の発電方法につきましては、改正後も〈適用期間3〉の要件と特例率のまま令和4年3月31日まで期間延長となりました。

取得期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日		特例率	
対象資産	認定外発電設備	太陽光発電（千kw未満） ※1	3分の2	
		太陽光発電（千kw以上） ※1	4分の3	
	認定発電設備	風力発電（20kw未満）	4分の3	
		風力発電（20kw以上）	3分の2	
		水力発電（5千kw未満）	2分の1	
		水力発電（5千kw以上）	3分の2	
		地熱発電（千kw未満）	3分の2	
		地熱発電（千kw以上）	2分の1	
		バイオマス発電（1万kw未満）	2分の1	
		バイオマス発電（1万kw以上2万kw未満）	3分の2	

〈適用期間4〉変更点は期間と「水力発電（5千kw以上）」の特例率のみとなります。その他の発電方法は、要件と特例率が同じまま期間延長となりましたので、省略しています。〈適用期間3〉の表をご参照ください。

取得期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日		特例率	
対象資産 <small>（変更点のみ記載）</small>	認定発電設備	水力発電（5千kw以上）	4分の3	

※1 … 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金あるいは再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金を受けて取得されているものに限る

申告に必要な添付書類

（認定発電設備の場合）

- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
- ・電力会社との「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し

（認定外発電設備の場合）

- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類の写し

《地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の特例）》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者等の所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度課税分に限り、事業収入の減少率に応じて、固定資産税の課税標準額の特例措置を受けることができます。

対象者 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が、前年同期間の事業収入の合計に比べて、30%以上減少している中小事業者等

「中小企業者・小規模事業者（中小事業者等）」とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人は、従業員1,000人以下の場合

事業収入の減少割合及び軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満減少の場合	2分の1
50%以上減少の場合	全額

対象資産

- ・事業用家屋
所有する事業用家屋
※事業の用に供している部分のみで、居住の用に供している部分は適用対象外
- ・償却資産

申告に必要な添付書類

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の申告書（認定経営革新等支援機関等の確認を受けた原本）※
- ・認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）



※様式については <http://www.city.koka.lg.jp/15168.htm> をご覧ください。

注意事項

- ・特例措置の対象となることについて、あらかじめ「認定経営革新等支援機関等」の確認を受ける必要があります。
- ・申告期限を過ぎてしまった場合、特例措置を受けることができなくなりますので、必ず期間内に申告をお願いします。
- ・適用要件の詳細や確認依頼に必要な書類、申告手続きについては、中小企業庁のホームページの下記案内ページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

